

各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所
管理者 様

福岡市福祉局高齢社会部
事業者指導課長

介護サービス情報の公表制度における報告の対象外届について

介護保険法第115条の35第1項の規定により、介護サービス事業者は、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する指定都市の長に報告しなければならないとされています。

ただし、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売の事業でサービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む介護報酬）がいずれの事業も100万円以下の場合は、介護保険法施行規則第140条の44第1号の規定により、当該報告の対象外となります。

つきましては、貴事業所が令和5年4月から令和6年3月までの期間において支払いを受けた額が、いずれの事業においても100万円以下である場合は、下記により報告の対象外となる旨を届け出てください（100万円を超える場合は、本届出の必要はありません。）。

記

1 届出様式

別添「介護サービス情報の公表制度における報告の対象外届」

※届出様式は福岡市ホームページにも掲載しています。

＜ホームページ掲載箇所＞

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ
> お知らせ > 介護サービス情報の公表制度について

2 届出期限

令和6年6月3日（月）※期限厳守

※届出期限を過ぎると、公表システムに自動的に公表対象事業所として登録され、公表する必要があります。

※100万円以下の事業所で、公表（システム入力）を希望しない場合は、必ず期限内に対象外届の提出をお願いします。

3 届出方法

メールまたは郵送にて「福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課」まで対象外届をご提出ください。

○メール送付先：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp

※件名を「介護サービス情報公表対象外届」としてください。

○郵送宛先：〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市福祉局 高齢社会部 事業者指導課

※封筒に「介護サービス情報公表における対象外届在中」と朱書きしてください。

【問い合わせ先】

福祉局 事業者指導課 門田、浦
TEL：092-711-4257

《報告に係るフローチャート》

利用者負担額を含む介護報酬額（令和5年4月～令和6年3月サービス提供分）が、100万円以下である。

はい

100万円以下

介護サービス情報を報告（公表）したい。

はい

報告（公表）することは可能ですので、報告を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

福岡市福祉局事業者指導課
TEL 092-711-4257

いいえ

100万円超

報告する義務があります。報告方法、提出期限等は、令和6年7月以降に対象事業所へ通知します。

いいえ

「介護サービス情報の公表制度における報告の対象外届」に必要事項を記載の上、提出（郵送）してください。

100万円以下であって、公表を希望しない場合は、必ず「対象外届」を期限内に提出してください。